

(1) 地域コミュニティの検討を踏まえた地域福祉の推進の考え方 ～北九州市地域福祉計画と北九州市地域コミュニティビジョン～

北九州市地域福祉計画

市町村地域福祉計画で定める事項
(社会福祉法第107条第1項)

- 1 地域における福祉共通の取組み
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用
- 3 地域における社会福祉事業の健全な発達
- 4 地域福祉活動への住民の参加の促進
- 5 包括的な支援体制の整備
 - 地域生活課題の相談を受け止める体制
 - 住民主体の地域課題解決の環境整備
 - ・ 地域福祉活動への住民参加促進支援
 - ・ 交流拠点の整備
 - ・ 研修の実施
 - 多機関協働の相談体制

北九州市地域コミュニティビジョン

北九州市地域コミュニティビジョン
検討会議で協議されている取組

- 地域の連携・協働機能の強化
- 地域団体の目的や役割のスリム化・効率化
- デジタル技術の活用
- 地域型循環システムへチャレンジ
- 地域の拠点・居場所の確保



2 本日もご意見いただきたい項目

(2) 重層的支援体制整備事業について ～北九州市地域福祉計画と北九州市重層的支援体制整備事業実施計画～

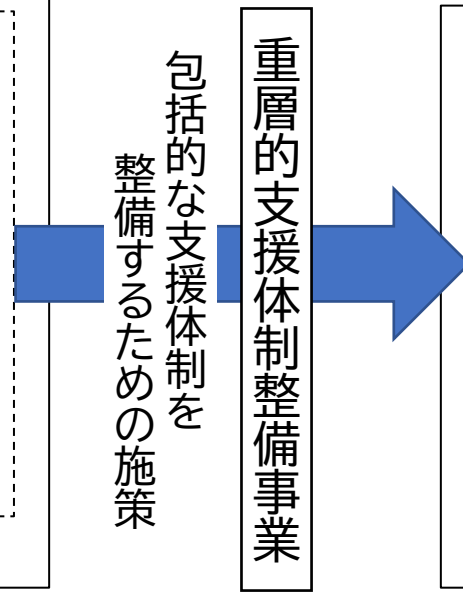
北九州市地域福祉計画

市町村地域福祉計画で定める事項 (社会福祉法第107条第1項)

- 1 地域における福祉共通の取組み
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用
- 3 地域における社会福祉事業の健全な発達
- 4 地域福祉活動への住民の参加の促進

5 包括的な支援体制の整備

- 地域生活課題の相談を受け止める体制
- 住民主体の地域課題解決の環境整備
 - ・ 地域福祉活動への住民参加促進支援
 - ・ 交流拠点の整備
 - ・ 研修の実施
- 多機関協働の相談体制



北九州市重層的支援体制整備事業実施計画

重層的支援体制整備事業の枠組み

- 包括的相談支援
- アウトリーチ等を通じた継続的支援
- 参加支援
- 地域づくりに向けた支援
- 多機関協働